

矢掛町住宅リフォーム補助制度について (平成30年7月豪雨災害以降分)

この制度は、既存住宅の利便性の向上、地域経済の活性化を目的として、町民の方が町内の施工業者を利用して施工するリフォーム工事に対して、工事費用の一部を補助する制度ですが、この度の平成30年7月豪雨災害で被災された住宅を修理する場合も、下記条件に当てはまれば、この補助制度を利用することができます。

【補助対象者】

- ① 町内に住民登録または外国人登録をしている人
- ② ①の人で、町内に住宅を所有し、その住宅に現に住んでいる人
- ③ 町税等を滞納していない人 など

【補助対象工事】

- ① 町内の施工業者（一人親方を含む）がリフォームする工事で、見積書と領収書が町内の住所で発行されること。
- ② 住宅の修繕、補修、模様替えなど（※床面積の増加も可）
- ③ 他の補助制度等の対象になっていないこと。

【補助の対象となる住宅】

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
耐震診断もしくは耐震改修工事を実施し耐震性が確保されている住宅または確保される予定の住宅
※ただし、次の工事については、耐震性がなくても補助対象となります。

【耐震性を問わず補助対象となる工事】

| | 工事内容 | 備考 |
|---|--------------------|---------------------------------------|
| 1 | ドア、ふすま、障子等、建具・畳の取替 | 畳の表替えを含む |
| 2 | ガラスの交換、網戸の設置 | 二重ガラス・強化ガラスを含む |
| 3 | システムキッチンの設置 | IH キッキングヒーター、オーブン、食器洗浄機はキッチン組込みのものに限る |
| 4 | カウンター、棚の設置 | 住宅本体に固定するもの |
| 5 | 給湯設備工事 | ガス給湯器、電気温水器等の設置 |
| 6 | 電気設備工事 | オール電化、屋内配線等 |
| 7 | 換気設備工事 | |
| 8 | 給排水衛生設備工事 | |

- ② 昭和56年6月1日以降に着工された住宅
建築後10年以上であること。
ただし、り災証明の交付を受けた世帯の住宅については、建築後10年未満でもこの補助制度の対象になります。

【補助金額】

工事費50万円（税込）以上のリフォーム工事に対して、工事費の10%を補助します。
ただし、補助金の上限を40万円とします。（1,000円未満は切り捨て）

また、り災証明の交付を受けた世帯の住宅を修理される方については、以前にリフォーム補助制度を利用してリフォームを行った住宅であっても再度この補助制度をご利用いただけます。

【その他】

平成30年4月1日以降の工事着手で、平成31年3月31日までに工事が完了し、かつ実績報告ができること。

詳しいことは、建設課 管理住宅係 TEL 82-1014（内線152）までお問合せください。